学　第　１０９８　号
令和３年３月９日

各私立幼稚園設置者
（幼稚園型認定こども園を含む）
各私立幼保連携型認定こども園設置者
（学校法人立又は平成26年度まで私学助成を受けていた社会福祉法人立の園に限る）
様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立学校振興費（特色ある幼児教育等振興費）補助金事務取扱要領の一部改正に係る訂正について（通知）

このことについて、令和３年３月８日付け学第1089号において、標記補助金事務取扱要領の一部改正について通知したところですが、内容に誤りがあったことから訂正することとしたので通知します。

【誤】

５　補助金の算定要素及び算定方法

（６）　幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（新型コロナウイルス感染症対策）事業

②　補助金の額

イ　国の令和２年度補正予算（第３号）対応分

補助金額は、①イに定める補助対象経費に２分の１を乗じて得た額以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、１園につき**50万円**を限度とする。

【正】

５　補助金の算定要素及び算定方法

（６）　幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（新型コロナウイルス感染症対策）事業

②　補助金の額

イ　国の令和２年度補正予算（第３号）対応分

補助金額は、①イに定める補助対象経費に２分の１を乗じて得た額以内の額とする（千円未満切捨て）。ただし、１園につき**25万円**を限度とする。

〔担当〕
私学振興担当　菊池
TEL：019-629-5041
FAX：019-629-5049
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp